

令和 8 年 3 月 24 日

令和 8 年 7 月 1 日から

小松市手数料条例が改正されます

【改正内容】

「省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為」のうち、これまで下記①のみ、省エネ審査手数料を確認申請時に加算していましたが、令和 8 年 7 月 1 日から、下記②および③についても同様に加算いたします。

省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為 (①から③のいずれか。住宅に限る)
① 仕様基準 に基づく住宅
② 設計住宅性能評価 を受けた住宅の新築
③ 長期優良住宅建築等計画の認定 または 長期使用構造等の確認 を受けた住宅の新築

手数料額については下記のとおりです。

住宅の用途	床面積 A (㎡)	金額 (円)
一戸建ての住宅	$A < 200$	17,000
	$200 \leq A$	18,000
共同住宅、長屋等	$A < 300$	32,000
	$300 \leq A < 2,000$	56,000
	$2,000 \leq A < 5,000$	100,000
	$5,000 \leq A$	150,000

小松市 都市創造部 建築住宅課
電話 0761-24-8105